



教育祭と商工祭の会場になったメインアリーナ

開拓なべの調理中



なすしおばら

広報 PUBLIC RELATIONS MAGAZINE OF NASUSHIOBARA No.22

ホームページアドレス <http://www.city.nasushiobara.lg.jp/>

CONTENTS [もくじ]

- 増えつづける老人医療費 2p
- 暮らしの情報 5p
- 12月の相談 7p
- タウンピクス 8p
- イベント情報 10p
- 12月の保健 12p
- ちょっと発見 / ちびっ子スナップ 16p



いっぱい飲んで大きくなってね



オープニングを飾った永田保育園の園児



三島八木節保存会



那須苗取り田植唄保存会

那須野ヶ原疏水太鼓は、地域の活性化に取り組む団体や個人を顕彰する今年の「第2回下野ふるさと大賞(下野新聞社主催)」で準大賞に選ばれました。

那須塩原市西那須野産業文化祭

10月29日(土)・30日(日)の両日、にしなすの運動公園、健康長寿センターをメイン会場に「那須塩原市西那須野産業文化祭」が行われました。

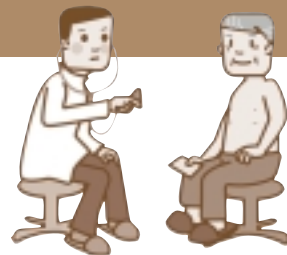
商工祭、教育祭、芸術祭、福祉祭、健康祭、生活環境祭、農業祭、マイタウン畜産フェアや多くの協賛事業が行われ、約5万人が来場しました。

増えつづける老人医療費

平成16年度の一人あたりの医療給付額は604,201円

◆問い合わせ

黒磯支所保健課 ☎0287(62)7129 塩原支所市民保健課 ☎0287(32)2988
西那須野支所保健課 ☎0287(36)1111 (内線135)



平成16年度に老人保健特別会計から支払った総医療費は

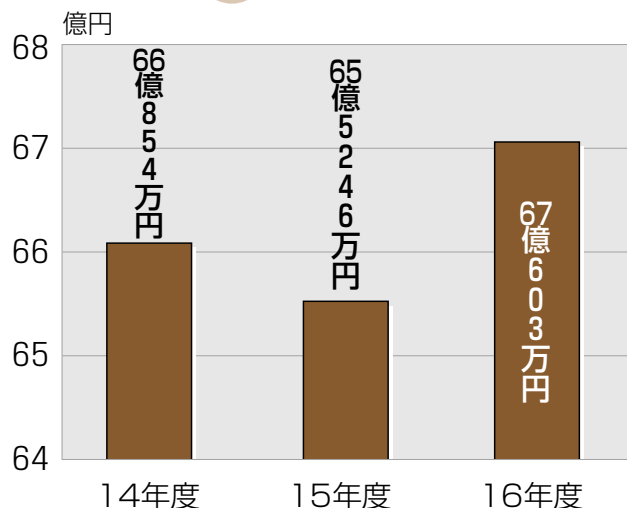
67億603万円

平成16年度的那須塩原市老人医療の対象者となったのは

11,099人

老人医療費は、老人保健該当者が加入している国民健康保険や、社会保険などが負担する拠出金（平成16年度の国民健康保険特別会計から老人保健拠出金として支出した額は、二十二億千六百万円）で、国民健康保険総支出額の二三%を占めています」と国、県および市町村の負担でまかなわれています。

老人医療費（市負担分）

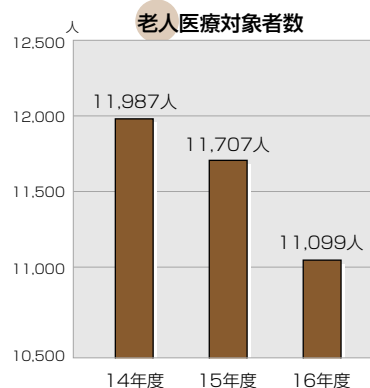


■老人医療費の推移

老人医療対象者は、平成14年度の老人保健法の改正により対象年齢が七十歳から七十五歳に段階的に引き上げられているため減少しています。しかし、医療費の支出額は増加の傾向にあります。平成15年度にいったん減少しましたが、平成16年度は15年度の支出額と比較して二・三%の増加となり、県の平均が〇・八%の減となっているのと比べると本市の伸びが、

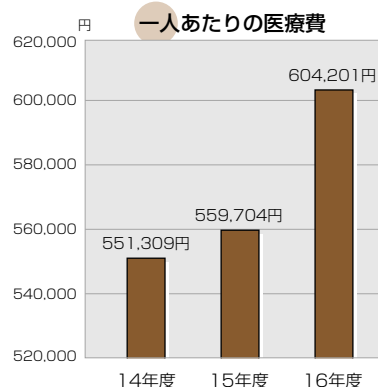


いかに大きいか分かりませんが、一人あたりの医療費が年々増加しており、平成16年度は特に伸びが著しく八・〇%の伸び率となっています。増加の要因は、入院費用が特に増え、件数、金額ともに県平均を大きく上回っています。一方受診率は、県平均を下回っていることから、本市の高齢者のみなさんは病気が重症化してから受診するため入院となってしまうことが多いようです。



- ・重復受診（はしご受診）はやめましょう。
- ・時間外受診・休日受診はなるべく避けましょう。
- ・薬をたくさん欲しがるのはやめましょう。
- ・かかりつけ医を持ちましょう。
- ・医師を信頼し、指示を守りましょう。
- ・定期的に健康診断を受けましょう。
- ・病気の早期発見・早期治療に心がけましょう。
- ・受診の際は、保険証・老人医療受給者証・健康手帳を忘れずに提出しましょう。

日ごろから健康管理に努め、効果的な受診を心がけて医療費を大切に使いましょう



平成18年分の所得税と

平成18年度の市民税が改正されます

平成17年度税制改正で変更になるもの

(1) 定率減税が2分の1になります

現在の定率減税が、平成18年分の所得税、平成18年度の市県民税では下の表のようになります。

『所得税』

改正前の減税額	改正後の減税額	実施時期
所得税額の20%相当額 (20%相当額が25万円を超える場合は25万円)	所得税額の10%相当額 (10%相当額が12.5万円を超える場合は12.5万円)	平成18年1月から

『市県民税』

改正前の減税額	改正後の減税額	実施時期
市県民税所得割額の15%相当額 (15%相当額が4万円を超える場合は4万円)	市県民税所得割額の7.5%相当額 (7.5%相当額が2万円を超える場合は2万円)	平成18年6月徴収分から

市県民税定率減税計算例

■夫の給与収入が500万円で妻が専業主婦、小学生の子どもが2人の4人家族の場合



- ①500万円の給与収入の場合、給与所得の金額は346万円になります。
※給与所得の場合は、勤務に伴う必要経費などの概算控除として、給与所得控除額が給与の年収額に応じて定められています。
- ②家族が妻と子ども2人の扶養控除や基礎控除額など所得控除額の合計を132万円とします。

■税金の計算

- ①3,460,000円 - 1,320,000円 = 2,140,000円 …… [課税所得額]
- ②2,140,000円 × (税率)10% - (速算控除額)100,000円
= 114,000円 …… [所得割額(定率減税前)]

改正前

改正後

※税率と速算控除額は課税所得額に応じて定められています。

③114,000円 × 15% = 17,100円 [定率減税]

④114,000円 - 17,100円 + (均等割額)4,000円
= 100,900円 ←納める税金の額

③114,000円 × 7.5% = 8,600円 [定率減税]

④114,000円 - 8,600円 + (均等割額)4,000円
= 109,400円 ←納める税金の額

定率減税を1/2にする理由

定率減税は、平成11年度税制改正において、①当時の「著しく停滞した経済活動の回復に資する」ため、②個人所得課税の抜本的見直しまでの間の特例措置として、平成11年度から継続して実施されているものです。平成17年度改正においては、導入時と比較した経済状況の改善などを踏まえた結果、改正されました。

(2) 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例措置が延長されます

上記の特例措置は平成17年分までだったものが、平成20年分までに3年間延長され、確定申告書に必要な証明書などを添付して申告することで、所得税が免除になります。

また、市県民税は平成19年度から21年度までの3年間が免除となります。

◆問い合わせ

- 黒磯支所税務課市民税係 ☎0287(62)7121
- 西那須野支所税務課市民税係 ☎0287(37)5101
- 塩原支所税務課市民税係 ☎0287(32)2910

注意しましょう 保険金が支払われないときがある 生命保険の告知義務違反

■告知義務とは

契約者、または被保険者が生命保険会社に対し、新規あるいは契約内容の変更の際に、過去の傷病歴、現在の健康状態・職業などを伝えなければならないことです。方法は、生命保険会社が指定する医師の診査、告知書への記入の2つです。

この告知を怠ったり、うそを告げたりすることを「告知義務違反」といいます。告知義務違反があった場合、責任開始期から2年以内であれば、生命保険会社は契約を解除できます。ただし、告知義務違反の内容が重大な場合は、2年以上継続していても、詐欺を理由に契約そのものが無効になり、保険金などが支払われないことがあります。

■必要な告知は正確に

告知義務の重要性を十分に認識し、質問内容に正確に答えましょう。事実と反することを伝えてはいけません。

■質問の意図がわからないときは、営業職員に尋ねましょう

告知書の質問に明確に答えられないときや答えに困る時は、自己流の解釈をせず、営業職員に質問の意図を尋ねましょう。そのやり取りをメモなどで記録に残したうえで、生命保険会社から正式な回答をもらいます。診査医からの質問でわからない点があれば、遠慮せずに、分かりやすく説明するよう求めましょう。

■営業職員に口頭で告知しても「告知」にはなりません

営業職員に契約を締結する権限はありません。告知を受領する権限もありませんから、営業職員に告げても告知にはなりません。また、営業職員は「告知の必要はない」などの判断もしてはいけません。

■保険加入時の告知、医師の診査がないタイプの保険

最近「無選択型」といわれる医療保険が注目されています。告知や医師の診査など、健康状態の確認なしに加入できますが、一般的に保険料は割高です。また、契約期間が短かった場合に、給付金などが支払われないことがありますので、注意が必要です。

■ガイドラインができました

告知義務などに関するトラブル多発から生命保険協会は「正しい告知を受けるための対応に関するガイドライン」を作成しました。分かりやすい告知書の作成、募集人（営業職員など）の教育の徹底、専門用語を分かりやすい言葉にするなど、顧客に正しく認識してもらう努力を始めています。

それでも、生命保険契約はまだ複雑です。いざという時に、「こんなはずではなかった」ということがないように、十分納得してから加入しましょう。

人権擁護委員を紹介します

10月1日付けで栃澤菊恵委員が再任（任期三年）となりました。

現在市には、十三人の人権擁護委員がいます。

人権擁護委員は、相談業務のほか、各学校や街頭での啓発活動、人権作文の審査など、幅広い活動を行っています。



栃澤菊恵 氏
(南町)

人権相談の日程は毎月「広報なすしおばら20日号」でお知らせしています。

◆問い合わせ

黒磯支所社会福祉課社会福祉係

☎ 0287(62)7135

西那須野支所福祉課社会福祉係

☎ 0287(37)6231

塩原支所福祉課福祉係

☎ 0287(32)2912

農林水産大臣感謝状の 伝達式が行われました

10月18日の「統計の日」に、宇都宮市『アピア』で、農林水産大臣から農政推進に大きな功績があったとして、次の人たちに感謝状が授与されました。

【永年協力者】「農業経営統計調査」

江連克實 氏(宇都野)協力年数15年
大関克夫 氏(井 口)協力年数10年
井上拓之 氏(戸 田)協力年数10年
小幡浩平 氏(戸 田)協力年数10年

【特別協力者】

「鶏卵生産および出荷調査協力者」
(有)黒川養鶏場 代表取締役社長
黒川哲夫 氏(木綿畑)
協力年数20年9か月

◆問い合わせ

関東農政局
那須塩原統計・情報センター

☎0287(36)1145

くらしの情報



平成18年 成人式を開催します

1月8日(日)



平成17年成人式の様子

大人としての門出を祝福するため、平成18年の成人式を開催します。

今回は次のとおり三会場です。

実施します。

ぜひ参加してください。

◆とき

来年1月8日(日)午前10時
(9時30分から受け付け)

◆ところ

- ・黒磯地区 黒磯文化会館
- ・西那須野地区 三島ホール
- ・塩原地区 ハロープラザ

◆対象

昭和60年4月2日～昭和61年4月1日に生まれた人

◆申し込みが必要な人

- ①今年11月2日以降に那須塩原市に転入届けを出した人
 - ②那須塩原市に住民登録をしていない人で、那須塩原市の成人式に参加したい人
- ※11月1日現在で那須塩原市に住民登録をしている人、または市発行の遠隔地国民健康保険証(学生資格被保険者証)のある人は、申し込みの必要がありません。

◆申し込み・問い合わせ

- 黒磯地区 青少年センター
☎0287(62)6463
- 西那須野地区 西那須野支局教育課生涯学習係
☎0287(37)5113
- 塩原地区 塩原支局教育課生涯学習係
☎0287(32)3812

無料調停相談会

◆とき／ところ

・11月30日(水)／黒磯公民館
(いきいきふれあいセンター)

・12月7日(水)／矢板公民館

◆時間

各会場とも午前10時～午後3時

◆相談員

宇都宮地方・家庭裁判所大田原支部所属調停委員

◆相談内容

・土地、建物、金銭、交通事故など民事に関すること

・夫婦、親子、相続、戸籍など家事に関すること

◆相談料 無料

◆問い合わせ

宇都宮地方裁判所大田原支部 担当 松尾

☎0287(22)2112

12月の納税

12月26日が納期限です

- 固定資産・都市計画税 第3期
- 国民健康保険税 第6期

～納税は便利な口座振替で～

雨水排水路 工事による 交通規制に 協力を

雨水排水対策のため、水路敷設工事を実施します。

そのため、市道N幹Ⅱ-6号線ほかで交通が規制されますので、協力をお願いします。

◆工事期間

11月～来年3月

◆工事場所

西大和地内(西那須野地区)

◆交通規制

片側交互通行(昼間)

※五差路交差点は、夜間全面通行止めにより施工します。
(午後10時～午前5時)

◆問い合わせ

西那須野支所道路課河川係
☎0287(37)5111



12/11(日)

駅伝競走大会 交通規制に協力を

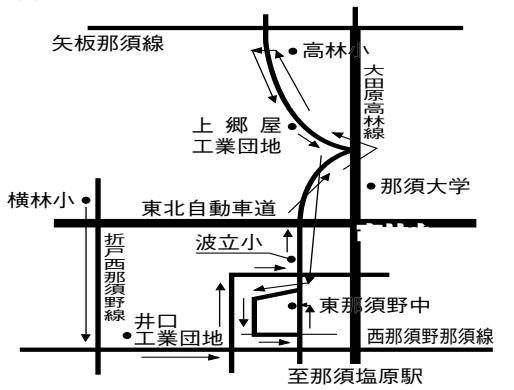
コースとなる道路では、午前10時から午後1時まで混雑が予想されます。みなさんの温かい声援と迂回路の協力をお願いします。

◆問い合わせ

スポーツ振興課スポーツ振興係

☎0287(60)1113

駅伝競走大会コース図



- ◆とき 来年1月17日(火)・18日(水)の二日間
- ◆ところ 県総合文化センター1第一会議室(宇都宮市)
- ◆講師 (株)小松製作所小山工場環境担当課長 小林 進一氏
- ◆定員 百五十人
- ◆対象 ISO14001認証取得を検討している企業や環境管理システムに関心のある企業
- ◆受講料 無料

ISO14000
シリーズに関する
講習を行います

●11月の人口●

115,672人

11月1日現在 ()内は前月との比較

男 57,548人(+ 61)
女 58,124人(+ 38)
世帯 41,622戸(+ 76)
出生 90人/死亡 62人
転入 465人/転出 394人

◆申込期限 12月15日(木)
◆申し込み・問い合わせ (社)栃木県産業環境管理協会
☎028(625)3026

●那須野が原公園「緑の相談所」催しもの

申し込み・問い合わせ ☎0287(36)1220

行事名	とき	ところ	定員・料金
四季を飾る押花展	12/1(木)~11(日)	緑の相談所 展示ホール	◆入場料 無料
写真教室受講者写真展	12/14(水)~19(月)		
栃木の名木写真展	12/21(水)~26(月)		
講座 押花講習会	12/11(日)午前10時~正午	緑の相談所 講習室	◆定員 35人 ◆材料費 実費負担
講座 正月を飾る寄せ植えづくり	12/18(日)午前10時~正午		◆定員 45人 ◆材料費 実費負担

12月の水道当番指定工事業者

土・日曜、祝日の漏水などは、次の指定工事業者に依頼してください。

日 曜	黒磯地区		西那須野地区		塩原地区	
	指定工事業者	☎(0287)	指定工事業者	☎(0287)	指定工事業者	☎(0287)
3 土	(有)藤原設備	(68)0948	(株)小出熱機工業	(36)0179	(有)渡辺汽罐工業	(37)8160
4 日	(有)田代総合管工	(62)0258	(有)手塚電設	(36)2897	(有)薄井設備	(35)2932
10 土	秀和建设(株)設備部	(62)3324	那須設備(株)	(36)0341	渡辺建設(株)	(62)4699
11 日	(株)エルコア	(63)8620	(有)君島設備	(36)1686	(有)渡辺汽罐工業	(37)8160
17 土	九峰工業(株)	(62)0821	昭和水道土木(株)	(36)1778	(有)森設備	(35)2710
18 日	(株)佐藤設備	(65)2321	(有)大地設備	(37)8850	渡辺建設(株)	(62)4699
23 金	(株)新成設備	(62)3679	(有)相馬設備	(36)5320	(有)渡辺汽罐工業	(37)8160
24 土	(有)渡辺管工設備	(62)1689	(有)伸和設備工業	(36)0944	(有)薄井設備	(35)2932
25 日	(株)薄井産業	(62)1051	(株)小出熱機工業	(36)0179	(有)森設備	(35)2710
29 木	(株)北英工業 (有)磯設備工業 (株)小畑工業社	(62)2824 (65)0205 (64)2307	(有)大地設備	(37)8850	(有)森設備	(35)2710
30 金	九峰工業(株) (株)佐藤設備 (有)東日本設備工業	(62)0821 (65)2321 (62)3565	鈴木電機(株)	(36)0167	渡辺建設(株)	(62)4699
31 土	(有)藤原設備 (有)田代総合管工 関東設備工業(有)	(68)0948 (62)0258 (65)4411	中里工業(株)	(36)0278	(有)渡辺汽罐工業	(37)8160
夜 間	鳥野目浄水場(☎0287(62)0229]		千本松浄水場(☎0287(36)3145]		上記日程の当番指定工事業者へ	

12月の相談

※すべて無料です。

相談名	とき、ところ	相談内容、問い合わせなど
行政相談 人権相談 移動県民相談	※相談時間はすべて、午前10時～午後3時 9日(金) いきいきふれあいセンター 健康長寿センター (人権相談のみ) ハロープラザ (行政相談、人権相談のみ) 13日(火) いきいきふれあいセンター (行政相談、移動県民相談のみ) 15日(木) 健康長寿センター相談室 (行政相談のみ) 21日(水) ゆっくりセンター (行政相談のみ)	●行政相談、移動県民相談 国や県、市など、行政の仕事に対する意見や要望 〔秘書課広報聴係 ☎0287(62)7109〕 ●人権相談 人権保護などに関する相談 〔黒磯支所社会福祉課社会福祉係 ☎0287(62)7135 西那須野支所福祉課社会福祉係 ☎0287(37)6231 塩原支所福祉課福祉係 ☎0287(32)2912〕
弁護士による 法律相談 (予約制)	13日(火) 午後1時～4時 ハロープラザ	●ハロープラザ実施分 先着9人 〔社会福祉協議会塩原支所 ☎0287(32)5216〕
	21日(水) 午後1時30分～4時 健康長寿センター相談室	●健康長寿センター実施分 先着7人 〔社会福祉協議会西那須野支所 ☎0287(37)5122〕
	24日(土) 午前10時～正午 いきいきふれあいセンター相談室	●いきいきふれあいセンター実施分 先着14人 〔社会福祉協議会黒磯支所 ☎0287(63)3868〕
税務相談 (予約制)	15日(木) 午前10時～午後3時 那須塩原市役所202会議室	●税務相談官による税金(相続税など)の相談 〔黒磯支所税務課市民税係 ☎0287(62)7121〕
ふれあい相談 (心配ごと相談)	※相談時間はすべて、午前10時～午後3時 ●月・金曜 いきいきふれあいセンター	悩みごとや心配ごとの相談 ●いきいきふれあいセンター実施分 〔社会福祉協議会黒磯支所 ☎0287(63)3868〕
	●8日(木)、22日(木) 健康長寿センター相談室	●健康長寿センター実施分 〔社会福祉協議会西那須野支所 ☎0287(37)5122〕
	●9日(金) ハロープラザ 21日(水) ゆっくりセンター	●ハロープラザ、ゆっくりセンター実施分 〔社会福祉協議会塩原支所 ☎0287(32)5216〕
少年相談	月～金曜 午前9時～午後4時 青少年センター(児童生徒サポートセンター内)	小・中学生や青少年に関する相談 〔青少年センター ☎0287(63)8526〕
教育相談	●学校教育課(那須塩原市役所2階) 月～金曜 午前8時30分～午後5時 ●各適応指導教室 月～金曜 受付時間：午前9時～午後4時	心身に障害がある児童・生徒や、いじめや不登校などで悩みを抱える児童・生徒・保護者に関する相談 〔学校教育課 ☎0287(62)7192〕 適応指導教室 〔黒磯地区：ふれあい ☎0287(63)8526 西那須野地区：あすなる ☎0287(36)6989 塩原地区：もみじ ☎0287(32)3812〕
子どもに関する 電話相談	6日(火)、7日(水)、13日(火)、14日(水)、 20日(火)、21日(水)、27日(火)、28日(水) 午後1時30分～4時	子育ての中(家庭・集団生活・その他)で困ったこと、心配なこと、悩んでいることなどの相談 〔相談専用番号(西那須野支所) ☎0287(36)1111(内線166、167)〕
子育て相談 家庭児童相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時 子育て相談センター	0～18歳までの子どものさまざまな悩みに関する相談 〔子育て相談センター ☎0287(64)3724〕
消費生活相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時 消費生活センター	消費生活などに関する相談 〔消費生活センター ☎0287(63)7900〕
不動産相談	21日(水) 午前10時～正午、 午後1時～3時 県不動産会館県北支部(黒磯文化会館前)	不動産に関する相談 〔県不動産会館県北支部 ☎0287(62)6677〕
労働社会保険 に関する相談	21日(水) 午前10時～午後4時 県社会保険労務士会館(宇都宮市)	事業主および勤務者を対象にした労働社会保険に関する相談〔同会館 ☎028(647)2028〕
交通事故相談	13日(火) 午前10時～午後3時 那須塩原市役所101会議室 27日(火) 午前10時～午後3時 那須塩原市役所206会議室	交通事故などに関する相談 〔黒磯支所生活課交通防犯係 ☎0287(62)7127〕